

シンボルマーク



人を中心とした集団の和と安全
(経営、災害)の輪を象徴・図案化し、色には安全を表す緑十字のグリーンを用いた。
平成5年2月17日制定

INFORMATION

事業内容

事務処理負担の軽減を図る事業

- 労働保険事務組合事業(労働保険の各種手続き・保険料の徴収納付、適用促進)
- 一人親方労災保険事務組合 郡山労務建設業協議会(建設業における一人親方の労災保険適用)
- 共同労務管理事業(労働・社会保険に関わる手続き・各種請求事務・就業規則・安全衛生)
- 共同事務処理代行業(給料計算、各種助成金等の申請、その他委託業務)
- 総合管理事業(労基法、安衛法、各種法令に基づく届け出等)

教育情報に関する事業

- 研修会等の開催(有資格者確保・養成)
- 各種情報の収集、提供
- 労務経営研究会の開催(若手経営者・後継者の勉強会)
- 関係団体による補助事業の取り組み

福利厚生に関する事業

- 組合員の慶弔見舞給付
- 各種共済事業の推進(退職金・法定外労災保険等)
- 各種レクリエーションの企画(ゴルフ・ボウリング・研修旅行等)
- 健康づくり、体カづくり運動推進(健康診断・体力測定等)


組合員相互の交流活性化事業

- 共同PR事業
- 共同購買事業
- インターネット・ファクシミリ利用による情報提供

ご入会について

まずはお電話でご連絡下さい。
担当相談員がご説明に伺います。
お一人から随時入会を受け付けております。



 **協同組合 郡山労務経営サービスセンター**
〒963-8024 福島県郡山市朝日3-4-7(郡山青色会館2階)

●詳しいお問合わせは
TEL 024-932-3050 FAX 024-932-4470
<http://www.koriyamaroumu.or.jp/>

入会のご案内

21世紀、ゆとりある企業をめざして



中小企業のたよれる「総務部」

 **協同組合 郡山労務経営サービスセンター**
TEL 024-932-3050 FAX 024-932-4470
<http://www.koriyamaroumu.or.jp/>



皆さまのたよれる「総務部」として 企業の健全な経営を全力でバックアップします。

協同組合 郡山労務経営サービスセンターは
組合員企業の皆さまと力を合わせ、共同化することにより、
経営の合理化や労務管理の近代化、さらには福利厚生の充実を図ることを目的としています。
企業の健全な経営と、魅力ある職場づくりのために、ぜひお役立て下さい。

いきいき交流 ● 福利厚生の企画運営

組合のスケールメリットを生かした 福利厚生事業を企画・運営します。

- 組合員の慶弔見舞金など、福利厚生の充実を図ります。
- 視察研修旅行やゴルフ、ボウリング大会などを企画、実施します。
- 健康管理から年金制度まで、総合福祉制度を確立します。
- 各種共済に加入できます(退職金共済、法定外労災保険等)

異業種である組合員相互の 交流活性化事業

- 共同PR事業 ● 共同購買事業 ● ファクシミリ利用による情報提供

らくらく運営 ● 共同事務処理

事務処理負担を軽減し、 効率化・合理化をはかります。

- 労働保険の各種手続き、保険料の納付などを代行します。
- 労働・社会保険に係わる手続き、各種請求事務、就業規則、安全衛生規則作成などを代行します。
- 共同事務処理代行業(給料計算、各種助成金等の申請、その他事務代行)
- 総合管理事業(労基法、安衛法、各種法令に基づく届出等)

あんしんの窓口 ● 経営相談

専門家の指導を受けながら、 経営上のさまざまな問題を解決します。

- 税理士、弁護士、行政書士、司法書士、社会保険労務士など、
専門家による指導が受けられます。
- 組合員相互の活発な情報交流が図れます。
- 企業責任と損害賠償などの総合補償対策の指導が受けられます。

みみより情報 ● 情報提供

時代のニーズを把握し、 経営に役立つ情報を提供します。

- 会報を発行(年4回)します。 ● 国の経済行政や、賃金統計資料、助成金案内など。
- 労務経営研究会等による情報交流(若手経営者、後継者の勉強会) ● 各種情報の提供

まんぞく育成 ● 教育提供

すぐれた人材の確保と、 教育事業を行います。

- 経営者、経営スタッフ、中間管理者、新入社員それぞれの
ための研修会を開催します。
- 労働安全衛生法に基づく教育などを推進します。
- 労働条件の整備と求人募集の指導援助が受けられます。
- 労働災害防止運動を展開します。

官公庁への書類作成・提出まで、お電話1本で全ておまかせください。

労働保険事務組合として

- ① 事業主や役員も労災保険に加入できます。
- ② 建設業の一人親方等も労災保険に加入できます。
- ③ 労働保険料は金額にかかわらず3回に分けて納付できます。

